

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに当該主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度又は平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに